

外れ馬券経費と認定

大阪地裁 男性に猶予判決

30億円余りの競馬の払戻金を申告せず、約5億7千万円を脱税したとして、所得税法違反罪に問われた元会社員の男性被告(39)＝大阪府＝の判決が23日、大阪地裁であった。西田真基裁判長は、被告がパソコンで継続的に大量購入した馬券は全て経費にあたるとして脱税額を5億円以上減額。一方で「申告義務を果たさなかった」と述べ、懲役2カ月執行猶予2年(求刑懲役1年)を言い渡した。

「資産運用」と指摘

被告は着順予想ができる市販ソフトを独自改良し、日本中央競馬会(JRA)が運営するサイトで馬券を購入。2007～09年に計約28億7千万円を投じて30億円余りの払戻金を受け、約1億4千万円の利益を出した。被告は税務申告を一切していなかった。判決はまず、一般的な競馬の払戻金について「偶発的に手にした一時所得」と指摘した。一方で大量、継続的に馬券を買った

一時所得

生命保険の満期金などの臨時に得た所得で、競馬の払戻金やパチンコでの収入も含まれる。直接かかった費用を経費として差し引き、特別控除額(50万円)を含む計約28億7千万円と判断。被告が得た利益から算出される脱税額は約5千万円とした。被告が利益を申告しなかったことに対しては「許されない」と批判した。

被告をめぐっては、大阪国税局が05、06年も含めた計約8億1千万円を追徴課税し、被告側は取り消しを国に求める訴訟を起している。23日の判決は、この訴訟にも少なからず影響を与えると思われる。

被告をめぐっては、大阪国税局が05、06年も含めた計約8億1千万円を追徴課税し、被告側は取り消しを国に求める訴訟を起している。23日の判決は、この訴訟にも少なからず影響を与えると思われる。

被告をめぐっては、大阪国税局が05、06年も含めた計約8億1千万円を追徴課税し、被告側は取り消しを国に求める訴訟を起している。23日の判決は、この訴訟にも少なからず影響を与えると思われる。

被告をめぐっては、大阪国税局が05、06年も含めた計約8億1千万円を追徴課税し、被告側は取り消しを国に求める訴訟を起している。23日の判決は、この訴訟にも少なからず影響を与えると思われる。

被告「感謝しています」

「利益があった以上、納税の義務があるので、やむを得ないと思っています。全面的に主張を認めてもらい感謝しています」。判決後、被告は大阪市内で記者会見した中村和洋弁護士を

通じて心境を明らかにし、控訴しない方針を示した。裁判資料によると、男性被告は会社員だった2004年以降、過去の戦歴データを加えた改良ソフトを使って着順を予想。会社が

円)を除いた額を指す。会社員の場合は40万円を超えると確定申告が必要になり、半額が課税される。売り上げの多くが公共事業やスポーツ振興に充てられる宝くじとサッカーくじは課税対象から外れている。

「宝くじと同様に非課税としても国庫収入に不利はないのではないか。そうならば競馬ファンも安心できるだろう」と述べた。大阪国税局の上願敏来・国税広報広聴室長は「コメントは差し控えたい」との談話を出した。

馬券の払戻金への課税をめぐっては、国税庁も検討を進める。税制改正に関する11年と12年の意見書では「払戻金から当たり馬券の購入費を差し引いた残高が

「外れ馬券の購入代金は経費と認められない」。納税総額が数億円に上ることが分かり、怖くなった。国税局の調査を受け、計8億1千万円を追徴課税された。馬券購入をやめて約7千万円を納付し、妻子との暮らしを支える給料から毎月数万円を納めたが、事件を知った勤め先の勧めで今年1月に退職した。「一生かかっても払えない」。被告は昨年11月の初判で裁判長に訴えた。

中村弁護士は会見で「今回は投資と認められたが、外れ馬券がただちに経費に

なるというのではない」と指摘。競馬の払戻金について「宝くじと同様に非課税としても国庫収入に不利はないのではないか。そうならば競馬ファンも安心できるだろう」と述べた。大阪国税局の上願敏来・国税広報広聴室長は「コメントは差し控えたい」との談話を出した。

馬券の払戻金への課税をめぐっては、国税庁も検討を進める。税制改正に関する11年と12年の意見書では「払戻金から当たり馬券の購入費を差し引いた残高が

「外れ馬券の購入代金は経費と認められない」。納税総額が数億円に上ることが分かり、怖くなった。国税局の調査を受け、計8億1千万円を追徴課税された。馬券購入をやめて約7千万円を納付し、妻子との暮らしを支える給料から毎月数万円を納めたが、事件を知った勤め先の勧めで今年1月に退職した。「一生かかっても払えない」。被告は昨年11月の初判で裁判長に訴えた。

中村弁護士は会見で「今回は投資と認められたが、外れ馬券がただちに経費に

なるというのではない」と指摘。競馬の払戻金について「宝くじと同様に非課税としても国庫収入に不利はないのではないか。そうならば競馬ファンも安心できるだろう」と述べた。大阪国税局の上願敏来・国税広報広聴室長は「コメントは差し控えたい」との談話を出した。

馬券の払戻金への課税をめぐっては、国税庁も検討を進める。税制改正に関する11年と12年の意見書では「払戻金から当たり馬券の購入費を差し引いた残高が

「外れ馬券の購入代金は経費と認められない」。納税総額が数億円に上ることが分かり、怖くなった。国税局の調査を受け、計8億1千万円を追徴課税された。馬券購入をやめて約7千万円を納付し、妻子との暮らしを支える給料から毎月数万円を納めたが、事件を知った勤め先の勧めで今年1月に退職した。「一生かかっても払えない」。被告は昨年11月の初判で裁判長に訴えた。

(水沢健一)

趣味の範囲でも利益次第で注意

税法が専門の三木義一・青山学院大教授の話 今回

の裁判で被告になった男性は億単位の払戻金を受け取る一方で全く申告していなかったため、国税・検察当局に告発・起訴されたと思われる。競馬を含むギャンブルを趣味の範囲で楽しむ人に当局が厳しく対応することはないはずだ。ただし、注意も必要。1回あたりの利益が少なくても、長い期間にわたって勝った回数が多いと一時所得が増え、確定申告の必要性が生じるかもしれない。迷った場合は税理士ら専門家に相談するのがいい。